

久留米市特定健康診査及びがん検診受診率向上業務公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「久留米市特定健康診査及びがん検診受診率向上業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

久留米市特定健康診査及びがん検診受診率向上業務

(2) 業務内容

「久留米市特定健康診査及びがん検診受診率向上業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで。ただし、契約締結日から令和5年3月31日まで
は準備期間とし、業務開始は令和5年4月1日とする。

3. 提案上限額

51,315千円（消費税および地方消費税額を含む。）とする。

なお、年度ごとの上限額は、次のとおりとする。

年度	年度計	内訳：特定健診	内訳：がん検診
令和5年度	17,105千円	11,660千円	5,445千円
令和6年度	17,105千円	11,660千円	5,445千円
令和7年度	17,105千円	11,660千円	5,445千円

4. 実施形式

公募型

5. スケジュール

- (1) 公募開始・・・・・・・・・・令和4年12月12日（月）
- (2) 質問書の提出期間・・・・・・・・令和4年12月12日（月）～12月21日（水）
- (3) 質問書に対する回答・・・・・・・・令和4年12月23日（金）
- (4) 参加申込書等の提出期間・・・令和4年12月12日（月）～令和5年 1月16日（月）
- (5) 資格審査結果の通知・・・・・・・・令和5年 1月24日（火）【予定】
- (6) 企画提案書等の提出期間・・・令和4年12月12日（月）～令和5年 2月 3日（金）
- (7) プレゼンテーションの実施・・・令和5年 2月 7日（火）【予定】
- (8) 審査結果通知書の送付・・・・・・・・令和5年 2月15日（水）【予定】
- (9) 契約締結・・・・・・・・・・令和5年 2月中旬【予定】

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・ 久留米市内 … 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ・ 久留米市以外の福岡県内 … 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) ISMS 適合性評価制度に基づく ISMS 認証（ISO/IEC27001）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与するプライバシーマークを取得していること。
- (9) 国又は地方公共団体から直接受注した業務として、平成29年度以降に履行が完了した、特定健康診査やがん検診の受診勧奨業務の実績を有すること。
- (10) 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間企業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、参加申込書提出時まで共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は他の共同事業体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体結成予定書兼委任状（様式第8号）を作成し、提出すること。

7. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第1号）を電子メールに添付して、「17. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 受付期間

令和4年12月12日（月）～令和4年12月21日（水）午後5時15分まで。

(3) 回答方法

令和4年12月23日（金）までに、質問書（様式第1号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、イ、ウは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

提出書類	部数
① 参加申込書等の提出書類	
ア 参加申込書（様式第2号）	1部
イ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）	1部
ウ 納税（滞納なし）証明書（下記参照）	1部
エ 参加資格に係る申立書（様式第3号）	1部
オ 役員等調書及び照会承諾書（様式第4号）	1部
カ 委任状（様式第5号）（支店等に参加手続等の委任を行う場合）	1部
キ 事業者概要（様式第6号）	1部
ク 業務実績調書（様式第7号）	1部
ケ 業務実績調書（様式第7号）に掲げる実績に関して、その事実が確認できる契約書及び仕様書等の写し	1部
コ ISMS 認証又はプライバシーマークの登録証の写し	1部
サ 共同事業体結成予定書兼委任状（様式第8号、該当の場合）	1部
② 提案書等の提出書類	
シ 企画提案書（「企画提案書作成方法」を参照）	8部
ス 価格提案書（様式第9号）	1部

《共同事業体の場合は、以下のとおり提出すること》

※代表者：ア、サ、シ、ス

※いずれかの構成員：ク、ケ

※共同事業体に属する全ての構成員：イ、ウ、エ、オ、カ、キ、コ

(参照) 納税等証明書 (参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類)

支店等に参加手続き等を委任する場合、所在地区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在地区分		税区分		法人	個人
			税目		
市内	県外	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
	市外かつ 県内	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
		久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
		久留米国保	国民健康保険	—	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(2) 提出期間及び時間

上記(1)提出書類のうち、①参加申込書等の提出書類

- ・令和4年12月12日(月)から令和5年1月16日(月)(土日祝日を除く。)までの午前8時30分から午後5時15分まで

上記(1)提出書類のうち、②提案書等の提出書類

- ・令和4年12月12日(月)から令和5年2月3日(金)(土日祝日を除く。)までの午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

ア 表紙 「久留米市特定健診及びがん検診受診率向上業務企画提案書」と記載。

イ 様式 A4版縦型・両面印刷・長辺綴じ
印刷の色は、カラー、白黒を問わない
ページ番号を付すこと

ウ 文字 フォントサイズ11ポイント・横書き(ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りではない)

- エ 提出部数 8部（正1部、副7部）。副7部は会社名を除く。
上記のほか、提案書の電子データをCD-Rに格納し1枚提出。
- オ 制限枚数 表紙を除き、30ページ以内とする。

(2)構成と評価内容

- ア 提案書は、下表に示す構成とすること。（別紙「企画提案書評価基準」を踏まえ、評価項目に沿った記載とすること。なお、価格提案は企画提案書には記載しないものとする。）
- イ 評価内容に留意し、文章で簡潔に記載すること。
- ウ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。
- エ 提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

	構成	評価内容（詳細は、別紙「企画提案書評価基準」を参照のこと）
1	業務実績	(1) 受診勸奨業務の受託実績
		(2) 健診等の受診率向上実績
2	実施体制等	(1) 実施体制
		(2) セキュリティ
3	企画内容	(1) 勸奨対象者の特定
		(2) 文書勸奨
		(3) SMS等による勸奨
		(4) 勸奨結果等の分析・報告
		(5) 新たな提案

10. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。

(1)プレゼンテーション実施日

令和5年2月7日（火）【予定】

(2)実施場所

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(3)提案時間 20分

(4)質疑応答 10分

(5)参加人数 3人以内

(6)留意事項

- ア 提出した企画提案書のみで提案を行うこと。その他、追加資料等は認めない。
- イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

1 1. 候補者の選考方法

- (1) 審査委員会が提案書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより、提案内容を別紙「企画提案書評価基準」に基づき審査し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て、候補者を選定する。
- (2) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、評価点の合計が6割を上回る者が1者もない場合は、本プロポーザルを中止することがある。
- (3) 最高点の者が複数の場合は、価格提案以外の項目の評価点の合計が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

1 2. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和5年2月15日（水）【予定】

1 3. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- カ 価格提案書の金額が「3. 提案上限額」を超過した場合

1 4. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 5. 契約の締結

選定した候補者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたいうで契約を締結する。仕様書の内容は企画提案内容がすべて反映されるわけではなく、候補者との協議により最終的に決定する。

なお、選定した候補者との間で協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行うものとする。

1 6. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「1 7. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1社につき1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。

また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りでない。

1 7. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町1 5 番地 5

久留米市健康福祉部保健所健康推進課（担当：坂田・乙丸）

電話 0942-30-9331 ファクシミリ 0942-30-9833

電子メールアドレス ho-kenko@city.kurume.lg.jp